

食品安全委員会第739回会合議事録

1. 日時 平成31年4月16日（火） 14：00～15：12

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて

（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1品目1案件

〔1〕遺伝子組換え技術によって得られた*Aspergillus niger*から産生されるフィターゼ

〔2〕飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正（アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン）

（農林水産省からの説明）

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルチアニル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について

（4）食品安全委員会の運営について（平成31年1月～3月）

（5）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、
吉田（充）委員

（説明者）

厚生労働省 吉田食品基準審査課長

農林水産省 古川畜水産安全管理課課長補佐

（事務局）

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、

篠島評価第二課長、渡辺情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて
- 資料 2 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 2 - 2 飼料添加物フィターゼの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について
- 資料 2 - 3 飼料添加物アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜フルチアニル＞
- 資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜ビフェントリン＞
- 資料 3 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜フロニカミド＞
- 資料 4 食品安全委員会の運営について（平成31年1月～3月）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第739回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から吉田食品基準審査課長、農林水産省から古川畜水産安全管理課課長補佐に御出席をいただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第739回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は8点でございます。

資料1が「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」、資料2-1が「食品健康影響評価について」、資料2-2が「飼料添加物フィターゼの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について」、資料2-3が「飼料添加物アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について」、

資料３－１から資料３－３までが同じ資料名で「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について、資料４が「食品安全委員会の運営について（平成31年１月～３月）」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年７月２日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（１）ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」です。

それでは、厚生労働省の吉田食品基準審査課長から説明をお願いいたします。

○吉田食品基準審査課長 厚生労働省の食品基準審査課の吉田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料１に基づきまして、去る３月27日付で薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会でおまとめいただきました、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取り扱いにつきまして、御説明をさせていただきます。

まず「１．検討に至るまでの経緯」でございます。御案内のとおり、組換えDNA技術応用食品につきましては、いわゆる370号告示、規格基準に基づきまして、安全性審査の手続を経る必要がございます。

２つ目の○でございますが、昨今、新たな育種技術としまして、いわゆる「ゲノム編集技術」を用いて品種改良された農作物等が開発され、食品等として流通し得るという段階

を迎えてございます。その上で、その取り扱いについて議論が必要とされているという状況でございます。

また、3つ目の○でございますけれども、統合イノベーション戦略におきましても、その取り扱いを明確化することが求められているということがございまして、このため、ゲノム編集技術を利用して得られた食品あるいは添加物、これらの食品衛生上の取り扱いについて検討する必要があることから、検討を行っていただいたものでございます。

「2. 検討の内容」でございます。薬事・食品衛生審議会の中の遺伝子組換え食品等調査会で4回ほど御議論いただきまして、報告書を取りまとめていただき、その後、その上部組織でございます新開発食品調査部会でさらに4回御議論いただき、議論を進めてきたという形になっています。

めくっていただきまして、2ページでございます。最初の○のところに、部会での議論の大きな柱が記載されてございます。部会におきましては、調査会が以下のような事項に特に留意しながら、ゲノム編集技術応用食品中の塩基配列の状況に着目し、また、選抜する育種過程を経ることを考慮しつつ、従来の育種技術と比べた安全性について議論して取りまとめた調査会報告書については、基本的に妥当だと判断しております。

先ほど申しました以下のような事項ということで5つほどございますが、最初のボツです。1 ないし数塩基の挿入、置換、欠失及び自然界で起こり得るような遺伝子の欠失は、自然界においても生じている。それから、従来の育種技術で得られる変化との差異を見きわめるのは困難だと。

2つ目のボツですが、特にゲノム編集で問題になります標的部位以外の塩基配列への変異、いわゆるオフターゲットでございますが、これが発生することを前提とすべきだと。ただ、従来の育種技術でも多くの部位で変異が起こっておりますし、ゲノム編集技術で起こるオフターゲットとの差異を見きわめることは困難であるという前提でございます。

少し飛ばして5つ目のボツですけれども、ゲノム編集で起こるオフターゲット等で、当代においては検知されない読み枠のずれによる何らかの人の健康への悪影響が発生する可能性は十分に考慮する必要がありますが、従来の育種技術を用いた場合でも、これまで特段安全上の問題は生じていないこと、それから、継代あるいは育種過程において選抜を経ることを踏まえますと、そうした影響が問題になる可能性は非常に低いのではないかと、こういったような事項に留意しながら調査会の報告書を取りまとめ、それは妥当だということでございます。

その上で、部会ではさらに情報・データの蓄積等の観点も含めて、開発者等からの届け出の実効性の確保、あるいは届け出すべき情報、公開のあり方、さらには国民の理解を深めるための取り組み、こういったことを中心にさらに議論を深めていただいたという形になってございます。

めくっていただきまして、3ページ、「3. ゲノム編集技術応用食品、添加物の食品衛生上の取扱いに係る考え方」でございます。

(1) がゲノム編集技術応用食品の扱いでございます。最初の○でございますとおり、ゲノム編集技術応用食品の中には、特に塩基配列の状況を見た場合、従来の組換えDNA技術応用食品と同じようなリスク管理が必要とされるものと、あるいは従来の育種技術でも起こり得るリスクにとどまるものがある。このような議論があったことから、大きく2つに区分して取り扱うことという形になっています。

2つ目の○ですけれども、まず最初は、ゲノム編集技術応用食品の中で、外来遺伝子とかその一部が除去されていないものは、組換えDNA技術に該当いたしますので、従来どおり安全性審査の手続を経る必要があるという形になります。

一方で、3つ目の○でございますが、外来遺伝子あるいはその一部が残存しないことに加えて、ゲノム編集を行って、その修復の際、塩基の欠失、置換、自然界で起こり得るような遺伝子の欠失、さらに結果として1ないし数塩基の変異が挿入される結果となるものは、従来の育種技術でも起こり得ると考えられることから、いわゆる組換えDNA技術応用食品とは異なる扱いとすることが妥当だと。さらには、そういうゲノム編集技術応用食品が従来の育種技術を利用して得られた食品と同等の安全性を有すると考えられることを確認する。さらには今後の状況の把握などを行うことから、そういう目的のため、情報の提供を求めて、一定の情報を公表する仕組みをつくるのが適当であるという形になっています。

情報の提供を求める仕組みについては、開発者等に必要な情報の届け出を求めることが適当だとされております。

この届け出の法的な取り扱いについては種々御議論がございましたけれども、最後の3行でございますが、現時点では法的な義務化にはそぐわなくとも、将来の届け出義務化の措置変更も視野に入れつつ、届け出の実効性が十分に確保されるよう対応すべきという形でまとめられてございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。実際に届け出された情報につきましては、薬事・食品衛生審議会の調査会に報告をいたしまして、その届け出情報の概要を公表するのが妥当だとされております。

実際に届け出していただく情報は、この四角でくくってございますア．からオ．の内容となつてございまして、特にウ．では、オフターゲットも含めたDNAの変化が新たなアレルゲンあるいは既知の毒性の増強も含めて、ヒトの健康に悪影響を及ぼすことがないことの確認の情報を求める。さらにはオ．ですけれども、特定の成分を増強・低減させるため代謝系に影響を及ぼす改変をしたものについては、その主要成分の変化に関する情報も届けもらうという形になってございます。

一方、公表する内容はその下の四角にくくってございますが、届け出してもらった届け出者の情報とともに、ア．イ．ウ．とあるような情報を公表することが妥当だとされております。

ただ、なお書きがその下にございますが、実際のゲノム編集技術の定義といたしますか、

実際に届け出させていただく範囲とか、あるいは実際に届け出を提供してもらう情報とか、公表する情報の詳細、あるいはその実効性をどのように高めるのか、確保するのかということについては、今後、実際の運用開始までに引き続き検討するべしという形になってございます。

その下の○でございます。実際の外来遺伝子の残存の有無をどのように確認するのか、あるいはオフターゲットの確認についてはどのようにやるのかという方法論が種々ここに記載されてございます。

最後の方、4ページの下3行でございますが、組換えDNA技術への該当性やアレルゲンの産生等の確認に係り厚労省が相談を受ける形になりますが、その相談の結果、あるいは届け出情報を調査会に報告した結果として、届け出でいいと思っていたのに安全性審査を受ける必要が生じる場合がありますというのを、ここに記載してございます。

5ページでございます。一番上の○に書いてございますが、開発者は、ゲノム編集技術応用食品について厚労省にいろいろと相談ができる仕組みを設けるということが提言されてございます。

ここまでが食品の扱いでございます。

続けて（2）が添加物の取り扱いでございますが、添加物については、最初の○にございますとおり、基本的には成分規格が公定されてくるという前提に立ちまして、食品と同等、あるいはそれよりは緩和した取り扱いが妥当だろうという形になっています。したがって、組換えDNA技術に該当するものは安全性審査の手続を経る。一方で、それに該当しないもの、食品で届け出でいいとなっていたものについては、同様に必要な届け出を求めるということが大前提でございますが、ただし書きにございますとおり、高度精製添加物については、遺伝子組換え添加物の安全性審査の手続が緩和されてきているという状況を踏まえ、情報の提供を求めることも要さないということが妥当だろうとなっています。

それから、2つ下の○でございます。これも組換えDNA技術応用添加物の現状の整理を踏まえ、微生物におけるセルフクローニングあるいはナチュラルオカレンスについては、ゲノム編集技術の添加物について情報の提供を求めないのが妥当だろうという整理になってございます。

「4. その他必要な取組」ということで、6ページにかけて大きく3つのことが求められてございます。

1つは、6ページの一番上でございますが、（1）としてリスクコミュニケーションの推進ということでございます。やはりゲノム編集技術応用食品、添加物及びそれらの取り扱いについて、当然でございますが、現状はなかなか理解が進んでいない状況でございますので、消費者などの十分な理解を深め、これまでの組換えDNA技術応用食品との関係、こういったもので混乱が生じないようにしっかりコミュニケーションするのが重要ということ踏まえつつ、しっかりとここに記載のようなことに留意しながら、リスクコミュニケーシ

ョンを推進すべしということが求められています。

それから（２）調査研究の推進ということで、現時点では検知法はございませんけれども、検知法も含めた技術開発の進展、あるいは今後の食品衛生上の問題が生じる可能性もないとは言えないということから、引き続き、厚生労働科学研究などを通じたゲノム編集応用食品、添加物に関する公衆衛生上の調査研究の推進に努めるべしというふうに求められています。

最後に（３）でございます。諸外国における取り扱い、食品衛生の観点からの取り扱いの検討状況を注視するとともに、先ほどの（２）の調査研究の推進も含めまして、今後、国内外の安全性に関する新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じてこれらの取り扱いを見直しすべしということも提言されてございます。

報告の内容は以上の形になります。

そのほか、この報告書を受けての今後の予定についてでございますが、厚生労働省としては、今後、この報告書を踏まえまして、先ほど御説明しましたとおり、実際の届け出事項の具体的な内容でありますとか実効性確保の運用の詳細、そういったものについて専門家の意見も伺いながら検討を進めさせていただきまして、できれば今年の夏ごろを目途に運用上の通知を出させていただき、運用を開始したいと考えてございます。

そういたしますと、その後でございますけれども、先ほど御説明しましたとおり、安全性審査の対象になるというものも当然出てまいりますので、それらにつきましては今後、食品安全委員会に諮問をさせていただきまして、食品健康影響評価をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御質問あるいは御意見がございましたら、お願いいたします。

川西委員、どうぞ。

○川西委員 御説明どうもありがとうございました。

これはゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取り扱いについてということで、確かにこの報告書の１ページ目には、ゲノム編集技術、それから組換えDNA技術ということが脚注に１番、２番と説明が載っているのですが、これは読めば読むほどよく分からなくなる部分があって、２番目、組換え技術の方は「組換えDNA分子を作製し」というところは書いてあるのですが、一方で、ゲノム編集技術の方は「外部からの遺伝子の挿入だけでなく」というふうに、そういうこともあるよということが書かれている。

このあたり、これを見ても大変苦勞されて恐らくこの研究班は、定義に関してはま

だ検討するというふうに報告書の中にも書いてあるのですけれども、ちょっとそのあたり、食品安全委員会にこういう形で報告していただいているということで、もう少し何かゲノム編集技術の定義ということ。これから多分、問題があるという問題意識は恐らく厚労省でも持たれていると思うのですけれども、もうちょっと分かりやすく、こういう感じのことなのだということが追加的に説明できれば、これは育種の過程も含んで言っているのかとか、そのあたりを御説明いただければと思います。

○吉田食品基準審査課長 御質問どうもありがとうございます。

まさに御指摘のとおり、組換えDNA技術と今回のゲノム編集技術の関係が分からないという議論が最初から最後までございました。非常に雑駁な御説明をさせていただきますと、ゲノム編集技術と申し上げますのは、基本的には特定のDNA部位を酵素でより正確に切断して、その修復過程で特定の遺伝子の一部を抜いたり、置換したり、少し挿入したりというような技術だと言えるのではないかと思います。

その中で、修復過程で挿入する際に、例えば外来の遺伝子を新たに入れるということも当然技術的にはできますので、外来の遺伝子が入って、それが残っているもの、これは従来からございます組換えDNA技術に該当するという形になります。したがって、ゲノム編集技術応用食品といった場合には、遺伝子の状態、DNAの状態を細かく見てみますと、まさにこれまで審査をお願いしていた組換えDNA技術、いわゆる遺伝子組換え食品に該当するものもあるのだという形になるということで、そうではないものと従来のものとが混在している形になります。その辺をしっかりと、これからも説明をしていきたいと思っておりますし、これまでの遺伝子組換え食品に該当するものについては、当然、これまで同様安全性審査の対象にするという形であります。一方で、そうではなくて、切断からの修復過程で欠失とか一部の置換、あるいは少しだけの挿入、そういったものは従来の育種技術でも起こっていたものなので、そういったものは従来も審査を受けずに流通してきているということもございますので、そこは届け出で確認するという形でよろしいのではないかと、そのように整理されています。

さらにつけ加えれば、いわゆるゲノム編集技術応用食品、これは農作物であったとしても、あるいは動物とかそういうものであったとしても、手法は若干違うかもしれませんが、継代とか選抜といういわゆる育種過程は経るというふうに承知しておりますし、それを前提にこの制度は一応考えてございます。これからこの制度を運用するに当たりまして、届け出してもらふ食品の範囲とか確認する事項をどうするのかというのは、まさにこれから詳細を詰めてまいります。その辺のところを育種過程でどういうことが確認できているのかということも、届け出を確認する際にしっかりと我々としては確認した形で運用させていただければと思っているところであります。

○川西委員 ということは、届け出ということに関しては、もう原則届け出ということ。

○吉田食品基準審査課長 これも話を非常に簡単にしてしまって恐縮でございますが、最終的に食品として出すときの遺伝子の状態を見た場合に、従来の品種改良で起こっていたような遺伝子の変化の範囲になるものにつきましては、これは届け出でいいという形を考えています。それを超えるものは安全性審査の対象というふうに考えていますので、これは食品安全委員会に審査をお願いするという形を考えています。

あと、届け出は、届け出を受けますけれども、繰り返しになりますが、しっかり薬事・食品衛生審議会の調査会の方にはその内容を確認してもらいまして、それを公表します。仮にその確認の過程で、これも仮定の話になりますが、従来の育種技術を超えるような遺伝子の変化になっているのではないかということが確認できた場合には、これは届け出ではなくて審査に回るというものも出てくるかもしれません。それは個別の事例ごとの判断になるかと思っております。

○川西委員 大分クリアになってきました。そのぐらいのことが書いてあるともう少し分かったのですが、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにどなたか御質問等ございますか。

では、吉田委員、どうぞ。

○吉田（緑）委員 ありがとうございます。

資料1の報告書の内容について1点確認をさせていただきたいのですが、2ページの小さなポツの4つ目、スウェーデン・カロリンスカ大学での研究ということです。私はまだこのサマリーだけしか読んでいないのですが、これは食品ではなくてヒトの治療に関する御研究の発表という解釈でよろしいのでしょうか。

○吉田食品基準審査課長 御指摘ありがとうございます。

まさに先生御指摘のとおりでございます。この報告書自体は、ヒトでゲノム編集技術を応用して治療につなげたいという際の、それを目指した研究の報告という形になってございます。

これだけが何でここに記載があるのかという唐突感があるかと思いますが、これは実は調査会で関係団体のヒアリングを行いました際に、一部の団体の方からこの論文について問題提起を我々、調査会の方でされまして、それらの見解についてもしっかりと報告書に書けと、見解を述べろと求められましたので、かなり唐突感があると思いますが、あえてこれだけは書いたというような経緯がございます。内容はそういうことでございますし、唐突感があるものが記載されているのはそういう理由でございます。申し訳ございません。

○吉田（緑）委員 唐突感についてよく分かりました。ありがとうございました。

○佐藤委員長 我々がここで議論しているのは、あくまでも食品ということだろうと思うのですけれども、ただ、ゲノム編集技術そのものはいろいろな分野で使われているということになるのですが、それを食品に応用した場合の議論をしているのだというのを頭の中に置いていかないと混乱してしまう。定義もそうなるのだろうと思いますけれども、その辺のところは気をつけたいと思います。

私から1点質問させていただきたいのですけれども、遺伝子を破壊したり削除したりするということになるのだろうと思いますが、抑制遺伝子を外した場合に、その抑制の機能のターゲットとなったものは当然、例えば太ったタイができるとかというような話もあろうかと思うのですけれども、それはそれとして、生体の生理機能のほかの部分に何か影響を及ぼすような、あるいは機能の流れの中で下流に当たるところに影響を及ぼすようなことはないのかなという感じがするのですが、その辺についてはどんな議論があったのですか。

○吉田食品基準審査課長 御指摘どうもありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、いろいろ遺伝子を一部いじりますと、目的としないといひましようか、新たな有害物質の発現といひましようか、そういったものが出てくる可能性はもちろんゼロではございません。ただ、議論の中では、この報告書の中でゲノム編集技術応用食品を考えた場合には、必ず品種として確立するための継代とか育種過程における選抜を経るという形にはなりますので、その中でしっかり遺伝子を見ながら選択をして、目的としたものだけを選抜で流通させる。そういったような形で、それも一種の先生御指摘の意図しない影響なのかもしれませんが、そういった意図しない影響が少ないものといひか、ないことを確認できたものを流通させるという形になりますので、御指摘のような可能性は低いのではないかと考えております。

あと、実際に届け出をさせる際には、届け出事項の中で完全にぴったりかどうか分かりませんが、特定の成分を増強・低減させる、いわゆる代謝系に何らかの影響を与えているというような改変は当然想定されますので、その場合には影響、主要成分がどのような変化になっているのかということはしっかりと情報として届け出をさせて、それを薬食審の方でも確認をして、公表させていただくということは考えてございますので、御懸念のような点についても十分議論はされた上で、こういったような仕組み、枠組みになっているというふうに御理解いただければと思います。

○佐藤委員長 選抜、育種の過程を経ているということを理解するところが、我々としても必要なのかなといひか、そういう過程が大事だなと思っております。

ほかにどなたか。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 吉田課長、御説明ありがとうございました。

報告書の6ページのリスクコミュニケーションの推進のところを踏まえての質問なのですが、先ほどの課長の御説明から、私たちの今までの質問からしても、なかなかこれを消費者に伝えるのは非常に難しいなと実感しているところです。

この報告書につきまして、多分、パブリックコメントの募集とかがあったと思うのですが、6ページのリスクコミュニケーションの推進の中には、消費者が不安を持っていることを前提にと書いてあるのですが、まだ不安かどうかは私はよく分からないのですが、どんな御意見があったのかなというところを、簡単にでもいいので教えていただければと思います。

○吉田食品基準審査課長 御質問ありがとうございます。

パブリックコメントでございますけれども、合計700件近くの御意見をいただいております。その上で、パブリックコメントの中では、今回の取りまとめの方向性につきまして評価をいただいた意見も一部ございましたけれども、大多数は、ゲノム編集技術に対する不安感であるとか反対の声が多く、また、国民の理解を醸成する必要がある、あるいは表示をする必要がある、そのような多くの意見があったというのが現状でございます。

したがって、私どもとしましては、ゲノム編集技術応用食品についてのとにかく正しい理解を促進するということが極めて重要だと考えておりますので、今回、リスクコミュニケーションの留意点というのは多々御指摘いただいておりますので、そういったようなこと、あるいはパブコメの中でいただいた意見も十分踏まえながら、リスクコミュニケーション推進等々に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 では、追加でどうぞ。

○堀口委員 食品安全委員会がリスクコミュニケーションにどのようにかかわるかは、ちょっとまだ私の中でイメージができていないのですが、いわゆるゲノム編集応用食品を開発されている研究者の方々もたくさんおられますし、農林水産省などもリスクコミュニケーションというのか、アウトリーチの活動とかもこれからされるとお聞きしておりますので、パブリックコメントの内容につきまして、省庁間でもし共有ができるようであれば、共有させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 どうぞ。

○吉田食品基準審査課長 御指摘どうもありがとうございます。

もちろん私どもも、このゲノム編集技術応用食品につきましては、関係省庁がよく連携してリスクコミュニケーションを行うというのが極めて重要だと思っております。

あと、パブリックコメントについての御意見と、それに対する私どもの考え方につきましては、今、最終的な整理をさせていただいていますので、その内容については当然ホームページでも公表させていただきますし、食品安全委員会も含めまして、関係省庁の皆様にも当然情報をシェアさせていただきたいと思っていますので、引き続きよろしく御協力をお願いしたいと思っております。

○佐藤委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかにどなたか御意見、御質問は。

川西委員、どうぞ。

○川西委員 ゲノム編集そのものは、ここで議論していようとまいと多分、海外などはどんどんもう食品に関しても出そうとしているものを恐らく開発されているし、国内だって研究者などはやっていると思います。リスク評価ということで、先ほど食品安全委員会にも諮問するかもしれないというようなこともおっしゃっていましたが、近く諮問の候補になっているような案件はあるのでしょうか。そのあたりを説明いただける範囲で言っていただくと少し、私たちも、これはオフレコですけれども、精神安定剤になるかもしれません。

○吉田食品基準審査課長 御質問ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、ゲノム編集技術応用食品につきましては、海外では、アメリカでは具体的に市場流通させている企業などのホームページ上での公表もございます。国内でもいろいろと開発されているという実態があるのは重々承知してございます。

ただ、そういったゲノム編集技術応用食品の今後の運用につきましては、繰り返しのようになりますが、実際の届け出の内容とかについて、これから制度の詳細を詰めていくという形で、夏ごろを目途に実際の運用に関する通知を出させていただければと思っておりますので、現時点で、はっきり申し上げてまだ制度として確立している状況ではございません。したがって、諮問品目が、どれがどういう形で来るのかという具体的な見込みは、現時点ではないと言わざるを得ないということは御理解いただければと思います。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

○川西委員 ありがとうございます。

リスク管理機関、それからリスク評価機関、これはそれぞれ独立しているというのが原則ですけれども、制度運用、そのあたりはいろいろ意見交換をさせていただいて、入って

いただければなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○佐藤委員長 ほかにどなたか御質問あるいは御意見がございましたら、お願いいたします。この辺でよろしゅうございますか。

それでは、ただ今の厚生労働省からの説明、それから我々の質問やそれに対する回答などを踏まえたと、今後、諮問がありそうな雰囲気でございます、もし諮問があった場合には、遺伝子組換え食品等の評価基準を基本に評価することになるだろうと思います。

その際、いわゆるゲノム編集技術に着目して評価をするということになる訳ですが、そのとき留意すべき点などについて、事前に議論をしておく必要があるのではないかと考えます。そういった点について、遺伝子組換え食品等専門調査会で議論をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

吉田課長、説明並びに質問への回答、どうもありがとうございました。

（２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料２－１にありますとおり、農林水産省から４月９日付で飼料添加物１品目１案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、農林水産省からの評価要請品目、飼料添加物１品目について、農林水産省の古川畜水産安全管理課課長補佐から説明をお願いいたします。

○古川畜水産安全管理課課長補佐 農林水産省畜水産安全管理課の古川でございます。よろしくお願いします。

本来ですと、畜水産安全管理課長から御説明させていただくところでございますが、本日、出席することができなかったため、申し訳ございませんが、私の方から御説明させていただきます。

今回、食品健康影響評価をお願いするのは、遺伝子組換え飼料添加物フィターゼの基準、規格の設定についてでございます。資料につきましては、２－２に基づいて御説明させていただきます。

フィターゼは、フィチン酸を分解する反応を触媒する酵素の総称であり、無機リン酸を遊離させることで、リンの利用効率を向上させます。

現在、*Aspergillus niger*が産生するものが、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として、平成8年に飼料添加物として指定されております。

今般、飼料の製造工程等による熱への安定性を高めるため、*Hafnia sp.*や*Yersinia mollaretii*、*Buttiauxella gaviniae*株由来のフィターゼ産生遺伝子情報をもとに合成したHF586遺伝子を*Aspergillus niger*に導入して産生させたフィターゼの基準及び規格を設定することについて、事業者から要望がございました。

用途につきましては、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、対象家畜は鶏、うずら、豚となります。

海外においても、EUや米国等で既に利用されております。

なお、今回、貴委員会の意見を聴取する改正につきましては、昨年12月7日に農業資材審議会により適当であるとの答申を得ております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会の評価結果を得られましたら、省令の改正手続等を進めたいと考えております。

本件につきましては、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

続きまして、同じく農林水産省からの評価要請、飼料添加物1案件について、古川畜水産安全管理課課長補佐から説明をお願いいたします。

○古川畜水産安全管理課課長補佐 続きまして、資料2－3を御覧ください。国際的な重要課題である薬剤耐性菌対策としまして、農林水産省では、飼料添加物のリスク管理措置の指針に基づき、ヒトの健康への影響が懸念される抗菌剤につきましては、原則飼料添加物の使用を禁止することとしております。抗生物質であるアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき飼料添加物に指定されております。

農林水産省は、食品安全委員会にテトラサイクリン系抗菌剤をはじめとする抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価をお願いしておりましたが、今般、テトラサイクリン系抗菌剤について、ヒトへの健康影響でのリスクの程度が低度と評価されたところです。このため、農林水産省は、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの飼料添加物としての指定を取り消すこと

を決定し、本年３月26日に農業資材審議会より指定の取り消しは適当であるとの答申を得たところです。

今後につきましては、食品健康影響評価が得られましたら、パブリックコメント等の手続を踏まえて、省令等の改正を進め、指定の取り消しを進めていきたいと考えております。

本件につきましては、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

ただ今の農林水産省からの説明を踏まえますと、今回の改正は、家畜に使用することによりヒトの健康への影響が懸念される飼料添加物について、飼料添加物としての指定の取り消しに伴い、その基準及び規格を廃止するものであることから、ヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第１項第２号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められると思います。その旨を農林水産大臣に通知することとしてよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長　ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

古川課長補佐、どうもありがとうございました。

（３）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見

○佐藤委員長　次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見」についてであります。

農薬３品目に関する食品健康影響評価であります。

まず、農薬１品目でございます。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中山評価第一課長　それでは、説明します。

資料３－１を御覧いただきたいと思います。フルチアニル、第３版になります。今回は既にADI、ARfDは設定済みであるということで、インポートトレランス設定のための評価要請がありまして、これに伴い追加データが提出されたということでございます。

３ページを開いていただきますが、経緯でございます。一番下のところですが、

本年1月、厚労大臣から食品健康影響評価についての要請があったということで、4ページになりますけれども、3月に幹事会が行われまして、そこでの審議を経て、本日に至っております。

9ページを御覧いただきますが、本剤の概要であります。構造式が示されておりまして、チアゾリジン環にシアノメチレン基を有する殺菌剤となっています。

今回追加提出された資料を中心に簡単に御説明させていただきますけれども、24ページを御覧ください。作物残留試験の結果が下にございます。次のページになりますけれども、3行目から海外においてはというところがございますが、このあたりが追記されています。フルチアニルの最大残留値がぶどう（果実）の0.498 mg/kg、代謝物Lはぶどう（果実）で0.054 mg/kgであったという部分が追記されています。

26ページを御覧いただきますと、急性毒性試験の結果が表にまとまっておりますが、表18の中のSDラットの経口、経皮のデータが追加されておりまして、LD₅₀はいずれも5,000超という結果となっております。

さらに、28ページ（5）28日間亜急性吸入毒性試験（ラット）の結果が追加提出されていまして、記載が追記されております。

最後のところに記載がございますけれども、29ページ、2行目で、無毒性量については最終的な結果として0.1 mg/Lと考えられたということとなっています。

さらに、34ページですけれども、28日間免疫毒性試験（ラット）の結果も追加提出されています。この記載が追加されているということですので、結果としては、本試験条件下において免疫毒性は認められなかったとされております。

35ページ以降、食品健康影響評価ですけれども、今述べたとおりで、35ページの中段あたりに海外においてということで作物残留試験の結果が追記されるとともに、その次の段落のところで免疫毒性は認められなかったという部分も追記されています。

全体の評価としては、暴露評価対象物質、ADI、ARfDについては変更なしという結論となっているということでございます。

以上、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないという評価書案となりますので、本案件に関しましては、食品安全委員会の決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフルチアニルのADIを2.4 mg/kg 体重/日、急性参照用

量（ARfD）は設定する必要がないと判断したということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長　ありがとうございます。

続きまして、農薬２品目に関する食品健康影響評価でございます。

本件は、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、これも事務局から説明をお願いいたします。

○中山評価第一課長　それでは、資料３－２、３－３に基づきまして、２剤について説明をさせていただきます。

まず、資料３－２、ビフェントリンであります。これは第６版ということになります。

審議の経緯ですけれども、６ページを御覧いただきますと、今年の１月に食品安全委員会に報告されまして、その後、30日間のパブコメを実施し、３月29日の幹事会での審議を経て、本日ということでございます。

11ページ、本剤の構造式が出ておりますが、次のページにも記載がありますけれども、ピレスロイド系殺虫剤というものとなるかと思えます。今回、キャベツ、りんご等の残留基準値変更に係る要請がされたということでもあります。

今回は第６版ということで、新たに追加提出された資料は、ヤギ及びニワトリの動物体内運命試験、ウシ及びニワトリの畜産物残留試験でございます。今回は急性参照用量の検討が行われたということでもあります。

50ページに食品健康影響評価の結果がまとめられておりますけれども、評価内容については、急性参照用量の追加というもの以外は変更はございません。急性参照用量については、イヌの90日間亜急性毒性試験を設定根拠資料として、無毒性量の5.0 mg/kg 体重/日を安全係数100で除して0.05 mg/kg 体重としたということでございます。

この結果につきまして、パブリックコメントを実施しましたということで、最後の２枚にその内容がついております。

意見としては２通あったということで、その１通目ですけれども、基本的には資料は整理されてよく理解できましたということですが、質問があるということで、１つ目としては、乳児・幼児における行動や末梢神経系への影響など観察記載がなされてしかるべきではないかということ。さらには、当物質の乳児・幼児への行動などの影響からADI値等の毒性値はどのようになるのかということについて質問をいただいています。

答えとしては、乳児・幼児への影響につきましては、ラットを用いた２世代繁殖試験と発達神経毒性試験において評価されていきますと。ラットを用いた２世代繁殖試験では、児動物に臓器重量変化以外の影響は認められなかったということです。また、ラットを用いた発達神経毒性試験では、振戦、聴覚性驚愕反応の変化等が認められましたけれども、児

動物の無毒性量3.6 mg/kg 体重/日が得られているということです。

こうした結果を踏まえまして、各試験で得られた無毒性量のうちの最小値ということで1.0という値をとって、これを安全係数100で除した0.01をADIと設定したということです。ADIに基づくリスク管理措置が適切に実施されていれば、乳児・幼児への影響も含めて安全性は担保されると考えているというお答えとなっています。

次に、意見の2つ目ですけれども、2-1としまして、ADI 0.01 mg/kg 体重/日と設定した資料を公表すべきということで御意見をいただいております。理由1でマウスの発がん性試験に関して触れていただいていることと、理由2についてはラットの発達神経毒性試験、いずれも未公表であるという御指摘をいただいております。

お答えとしましては、1ページ戻りますけれども、食品安全委員会農薬専門調査会幹事会で審議された剤のうち、公開で審議された農薬の審議資料は、幹事会の終了後、食品安全委員会事務局内において閲覧可能となっているということで、ビフェントリンも閲覧できるということです。ただ、当該審議資料については、公にすることにより試験成績所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある部分については、これまでと同様、非公開としていますというお答えとさせていただきます。

次に、意見2-2です。ARfD 0.05 mg/kg 体重に反対ということで、低値への見直しを求めるという御意見をいただいております。

これにつきましては、評価書の中でも記載のあるとおりで、単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値をとったということで、これを用いまして、安全係数100で除した0.05という値をARfDと設定したというお答えをまずさせていただきます。

低値への見直しを求めるという御意見の理由の中で、1つは、JMPRではラット発生毒性試験の無毒性量とラット急性自発運動量影響試験を根拠にということで設定しているのだから、EFSAはラットの90日間亜急性神経毒性試験に基づいて低値のものを設定している、EPAについてもラットの単回急性自発運動量影響試験から得たものを設定根拠としているといったことなどを理由とされているとともに、3ページにあります、6歳以下への影響が大ということで、安全係数をさらに3で除してというようなこともしているのだということを御指摘いただいているところであります。

これにつきましては、回答といたしましては、2ページの下ですけれども、JMPR及びEPAが設定の根拠としているラットを用いた急性自発運動量影響試験につきましては公表文献でありまして、農林水産省の定めたテストガイドラインに則していないということで、ARfD設定の検討には用いなかったというお答えをさせていただきます。

また、安全係数につきましては、人種、健康、生活状況、年齢等のあらゆるヒトの個人差を考慮したものであるため、子供への影響についても、安全係数の中で考慮されていると考えておりますとお答えさせていただきます。

今回のARfDに基づくリスク管理措置が適切に実施されれば、食品を介した安全性は担保

されるものと考えますというお答えとさせていただいているところでございます。

次に、資料 3-3、フロニカミドでありまして、これは第 7 版です。

これにつきましては、5 ページを御覧いただくと、今年 2 月の食品安全委員会で報告して、その後、30 日間のパブコメを実施し、3 月 29 日の幹事会での議論を経て、今回に至っております。

11 ページを御覧いただきますと、本剤の構造式が示されておりますが、ピリジンカルボキシアミド系の殺虫剤ということでございます。今回、第 7 版ということで、新たに追加提出された資料は、ヤギ及びニワトリの動物体内運命試験、未成熟とうもろこし、こんにゃくなどの作物残留試験、マウスの 28 日間免疫毒性試験であったということです。また、これも急性参照用量の検討が行われたということです。

最終的な評価結果のところ、43 ページにありますけれども、基本的な評価結果については、急性参照用量の部分を追加したもの以外は変更はなかったということになるかと思います。

急性参照用量については、無毒性量の最小値がラットの発生毒性試験における 100 mg/kg 体重/日ということで、認められた所見から、妊婦または妊娠している可能性のある女性については、これを根拠として 1 mg/kg 体重、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性毒性試験の無毒性量 300 を根拠として、3 mg/kg 体重と設定したというのが追加された部分です。

これのパブコメを実施した結果が最後の 3 枚になりますが、意見については 2 通いただいております。

1 件目ですけれども、基本的には、この農薬につきましては、安全係数 100 で除して薄まっている感じもするけれども、生き物を殺すものなので、残留農薬などは一切認めないのが国民の健康を預かる基本的使命のはずではないかということです。動物実験で得られた数字で使用を認めるべきではない。既に多量の農薬、添加物、遺伝子組換え物質などが認められている日本では、ヒトを使って試験をしているのではないかと疑われるということです。他国での登録、使用状況を教えてほしいですとか、日本での残留農薬が認められている最新の数字も教えてほしい。あと、各種残留農薬、添加物、遺伝子組換え品目の複合影響を検証しないのもリスクが高いという御意見をいただいています。

これに対しまして、回答といたしましては、食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人への健康影響について評価を行っていますということです。

ADI、ARfD の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数 100 を除して決めていますと。農薬専門調査会は、今回設定した ADI、ARfD に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えますということです。

複合影響につきましては、現段階では国際的にも評価種法として確立したものではなく、

基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。

また、複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHOでは、①として、100倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こり得る相乗作用も考慮されていること。②相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組み合わせは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はないとされていますということです。

人体や環境への影響を踏まえた農薬等の禁止に関する御意見は、農林水産省、厚生労働省、環境省へ情報提供させていただく。また、農薬の登録状況等の農薬取締法に基づくリスク管理については農林水産省、食品添加物、遺伝子組換え食品、食品中の残留農薬等の食品衛生法に基づくリスク管理については厚生労働省にお問い合わせいただきたいというお答えとさせていただきます。

次に、2件目の御意見ですけれども、まず、ADIについて反対、もっと低値にすべきという御意見でありまして、これにつきましても、今回、評価書案でまとめさせていただいた内容について説明をさせていただきます。その無毒性量のうちの最小値というもので、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験での7.32という値を根拠として設定させていただいたということでございます。

理由の中で御指摘いただいている点でありますけれども、EUのEFSAでは、ウサギの強制経口発生毒性試験での無毒性量2.5を根拠にして設定しているということですか、APVMAも同じであるというような御指摘をいただいております。

これにつきましては、その右側になりますけれども、EFSA、APVMAの評価では、7.5 mg/kg 体重/日投与群の胎児で認められた内臓異常を毒性所見として、同試験をADIの設定根拠資料としているということは承知しておりますけれども、食品安全委員会農薬専門調査会では、この胎児における内臓異常につきましては、いずれの投与群においても統計学的有意差が認められないということで、毒性所見としなかったということで、今回の結論となっているという御説明をさせていただきます。

2つ目として、マウスを用いた発がん性試験において、肺腫瘍の発生頻度増加が認められていると。発生機序は遺伝毒性メカニズムと考えられないとしているけれども、他の発がん性物質との複合作用やがん患者への影響を考えると、このような農薬はできるだけその摂取を減らすべきという御指摘です。

これについては、お答えとしては、ヒトの個人差の部分と複合影響についてという観点の御指摘と思われますので、【意見1について】というところでの回答のとおりとさせていただきますということです。

次に、意見2-2、ARfDにつきましても、設定されているものについて反対で、もっと低値にすべきだという御指摘をいただいております。これについても評価書案の中で記載のとおり、どのような根拠に基づいて設定したかという説明をまずさせていただきます。

ます。

その後の理由のところですが、ここでもEUのEFSAでは、ウサギの強制経口発生毒性試験での無毒性量を根拠にしているのだというような御指摘ですとか、EFSAの試験では2.5 mg/kg 体重/日であって、無毒性量より10倍の違いがあるという御指摘もいただいているところであります。

これらに対しては、同試験、EFSAの評価で7.5を毒性所見としたところを設定根拠としているということですが、無毒性量については、これまでも御説明させていただいた回答のとおりでありますということで、回答とさせていただきます。

御意見の3つ目ですが、ラットの発生毒性試験では、胎児に頸肋骨の発現頻度増が認められているということで、発達神経毒性や発達免疫毒性についても検討すべきという御指摘をいただいております。

これにつきましては、食品安全委員会ではリスク管理機関である農林水産省が農薬登録申請時に求めている通知、テストガイドラインに基づく試験成績を用いて食品健康影響評価を行っているということで、登録申請時点では、農林水産省が求める試験成績の中に発達神経毒性試験及び発達免疫毒性試験は含まれていないということであります。

なお、胎児または児動物への影響については、発生毒性試験、繁殖試験等が実施されており、適切に評価されていると考えますというお答えとさせていただきます。

意見2-3ですが、フロニカミドの経気毒性試験が少ないということで、散布地周辺でのフロニカやフロニカを含む浮遊微粒子などの吸入によるヒトへの健康影響を考慮すべきであるという御指摘をいただいております。

これにつきましては、食品安全委員会では、食品を介した農薬の摂取によるヒトへの健康影響を評価しているということでございます。このあたりについては、いただいた御意見については厚生労働省及び農林水産省にお伝えしたいというお答えとさせていただきます。

5ページの理由のところですが、吸入毒性については、評価書では未公表のラットの急性吸入毒性試験しか検討されていないという御指摘をいただいておりますが、吸入毒性試験については、今回リスク管理機関から提出された試験成績の中に、ラットを用いた急性吸入毒性試験以外の試験成績はありませんでしたということを答えさせていただきます。

理由の2つ目ですが、フロニカミド製剤の一つ、ウララDF剤は、ウメのプラムポックスウイルス対策として、ウイルスを媒介するとされるアブラムシ駆除に用いられるということで、吸入による住民への影響が懸念されることですか、がん発症者や妊婦が吸入した場合のリスク評価がなされていないことを御指摘いただいているということです。

これにつきましては、いただいた農薬使用による周辺への影響に関する御意見につきましては、厚生労働省、農林水産省及び環境省に情報提供をさせていただきますというお答えとさせていただきます。

以上2剤について、よろしければ、評価内容を変更することなく、リスク管理機関に通知したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちピフエントリンのADIを0.01 mg/kg 体重/日、ARfDを0.05 mg/kg 体重と設定する。フロニカミドのADIを0.073 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを3 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDを1 mg/kg 体重と設定するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(4) 食品安全委員会の運営について(平成31年1月～3月)

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について(平成31年1月～3月)」であります。

事務局から報告をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして御報告させていただきます。

食品安全委員会の1月から3月までの運営状況についてでございます。

まず初めに1ページ、食品安全委員会、本委員会の1月でございますけれども、全部で3回の開催がございまして、食品健康影響評価の結果通知案件といたしましては、2ページにございますプリオン、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓につきまして、月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できるとした1案件を含めまして、合計8品目2案件について健康影響評価を通知しております。また、その他といたしまして、農薬取締法の改正について農水省からの説明を聴取いたしております。

3ページを御覧いただきますと、2月におきましては合計4回の開催でございまして、食品健康影響評価の結果通知案件といたしましては、農薬5品目を含む6品目3案件について食品健康影響評価を通知いたしましたほか、その他の案件といたしましては、平成30

年度の自ら評価案件について審議を行いまして、メチル水銀、アニサキス、ヒスタミン等につきまして、その取り扱いを決定したところでございます。

次に5ページでございますが、3月におきましては4回の開催がございまして、食品健康影響評価の結果通知案件といたしましては、10品目1案件について食品健康影響評価の結果を通知いたしております。また、その他の案件といたしましては、2019年度の食品安全モニターの依頼、あるいは今年度、2019年度の食品安全委員会の運営計画の決定等について御審議をいただきました。

7ページを御覧いただきますと専門調査会の運営でございますけれども、企画等専門調査会1回を含めまして、全部で27回の専門調査会、ワーキンググループの開催を行っております。

続きまして、9ページ「3. 意見交換会の開催等」でございます。ここにつきましては、前回の御指摘を踏まえまして、様式を若干変更いたしまして、意見交換会、講師派遣等について、主な対象者を記載する変更を行っております。意見交換会につきましては、1月17日、東京都で開催いたしました食品安全委員会の公開シンポジウム。

また、講師派遣につきましては全部で4回行っておりまして、そのうち2回は委員に御対応いただいたものでございます。その他は記載のとおりでございます。

また、訪問学習ということで、高知県立高知西高等学校の修学旅行生の方々が本委員会を訪問して、食品の安全についての勉強をされたというようなことがございます。

10ページからは情報提供の関係でございまして、まず初めに、Facebook、ブログ関係でございます。全部で1月に10本、2月に14本、3月に12本の記事を掲載いたしております。

また、最後の12ページでございますが、毎月1回、メールマガジン【読物版】を1万人の方に配信しておりまして、ここに記載のとおり、1月から3月までにかけて1本ずつの記事を配信しているところでございます。

御報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

特に報告だから御質問等はございませんか。よろしいですね。

(5) その他

○佐藤委員長 ほかに議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週4月23日火曜日14時から開催を予定しております。

また、18日木曜日14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、19日金曜日10時から「プリオン専門調査会」が公開で、同じく10時から「評価技術企画ワーキンググループ」が非公開で、その日の14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、来週22日月曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第739回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。